

令和8年2月20日

公告 第7-13号

東宝健康保険組合
理事長 松浦 容子



組合規約変更の公告

令和8年2月19日付けにて下記の組合規約を変更しましたので、公告致します。

記

* 給付金等関連

第49条「一部負担還元金」

第57条「家族療養費付加金」

第58条「合算高額療養費付加金」

* 介護勘定関連

第42条「予備費の費途」

* 子ども・子育て支援金関連

第41条「保険料額及び調整保険料額の負担割合」

第43条「準備金の保有方法」

上記変更内容については別紙規約新旧対照表をご覧ください。

以 上

規約改訂（保険給付等）（令和8年3月改訂）

規約新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第48条 略</p> <p>(一部負担還元金)</p> <p>第49条</p> <p>この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額）について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、<u>診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件（法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、20,000円を控除して得た額とする。ただし、その額が1,000円未満のときは支給しない。</u></p> <p>第50条～第56条略</p> <p>(家族療養費付加金)</p> <p>第57条</p> <p>第57条の1 略</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、<u>診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第二家族療養費支給申請書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。ただし、その額が1,000円未満の場合は支給しない。</u></p>	<p>(一部負担還元金)</p> <p>この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。</p> <p>2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書若しくは調剤報酬明細書又は療養費支給申請書各1件毎（ただし、医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合には、当該処方せんに基づく薬局での薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養とみなし合算する。）の療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、20,000円を控除して得た額とする。ただし、その額が1,000円未満のときは支給しない。</p> <p>第57条の1 略</p> <p>2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書若しくは調剤報酬明細書又は第二家族療養費支給申請書各1件毎（ただし、医療機関において薬剤の投与に代えて処方せんが交付された場合には、当該処方せんに基づき薬局での薬剤の支給は、処方せんを交付した医療機関における療養とみなし合算する。）の、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、20,000円を控除して得た額とする。ただし、その額が1,000円未満の場合は支給しない。</p>

<p>(合算高額療養費付加金)</p> <p>第58条</p> <p>合算高額療養費の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書、第2家族療養費支給申請書各1件（一部負担金等の額（他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を控除した額）が20,000円以上のものに限る。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書、療養費支給申請書又は第2家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書を合算して1件とみなす。）につき、それぞれ20,000円額を控除して得た額とする。ただし、その額が1,000円未満の場合は支給しない。</p>	<p>法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。</p> <p>2 合算高額療養費付加金の額は、合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から被保険者又は被扶養者の、診療報酬明細書若しくは調剤報酬明細書又は療養費支給申請書、第2家族療養費支給申請書から1件当たり20,000円を控除して得た額とする。ただし、その額が1,000円未満の場合は支給しない。</p>
--	---

規約新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第41条 略</p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第42条</p> <p>一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保険給付金 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 財政調整事業拠出金 (6) 病院診療所費 (7) 事務所費</p> <p>2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 介護納付金 (2) 還付金</p>	<p>(予備費の使途)</p> <p>第42条</p> <p>予備費を充てることのできる使途は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 保険給付金 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 財政調整事業拠出金 (6) 病院診療所費 (7) 事務所費</p> <p>(新設)</p>

規約改訂（子ども・子育て支援金対応）（令和8年3月改訂）

規約新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第40条 略</p> <p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第41条 一般保険料等額（うち一般保険料分）及び調整保険料額の85分の47は事業主、85分の38は被保険者において負担する。</p> <p><u>2 子ども・子育て支援金額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</u></p> <p>(予備費の費途)</p> <p>第42条 第42条の1～2 略</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u></p> <p><u>(2) 還付金</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第43条 第43条の1 略</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>第1条～第40条 略</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第41条 一般保険料額及び調整保険料額の85分の47は事業主、85分の38は被保険者において負担する。</p> <p>(新設)</p> <p>(予備費の使途)</p> <p>第42条 (新設)</p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第43条 第43条の1 略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号から第2号までの方法によって保有しなければならない。</p>